

～県立弘前高等技術専門校つがる校から～

平成18年度一日技能教室の実施について

- 日 時 平成18年11月17日(金)
午前9時から正午
- 場 所 青森県立弘前高等技術専門校つがる校(実施主体)
つがる市木造桜木17-2
- 対 象 者 地域住民
- 実施内容
(1) 溶接科 焼き肉鉄板の製作
(2) 建築科 鉢上げ台の製作
(3) 配管科 プランター台の製作
- 定 員 各訓練科20名とする。
- 服 装 実技のできる衣服やズック等を着用し、安全に作業できる服装であること。
- 受 講 料 無料(保険等については、各自で対応すること。)
- 受付期間 平成18年11月7日(火)から平成18年11月14日(火)まで
(土、日曜日を除く午前9時から午後4時30分)
(各科共、先着20名で締切)
- 問い合わせ、申込み先
青森県立弘前高等技術専門校つがる校
〒038-3146 つがる市木造桜木17-2
☎0173-42-2424

～青森農政事務所から～

加工食品の原料原産地表示について

JAS法(「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」)に基づき、消費者に販売される全ての食品に表示が義務づけられています。

『原産地』について、現在は生鮮食品(農畜水産物)への『原産地』表示と一部加工食品(8品目)に『原料原産地』が表示されています。

10月2日から『原料原産地』を表示すべき加工食品は従来の8品目から、生鮮食品に近い20食品群に拡大されます。

生鮮食品に近い加工食品(20食品群)

【農産加工食品】 乾燥したもの 塩蔵したもの
ゆで又は蒸したもの 異種混合したもの 緑茶 もちいり豆 こんにゃく【畜産加工食品】 調味したもの
ゆで又は蒸したもの 表面をあぶったもの 衣をつけたもの(フライ種) 異種混合したもの
【水産加工食品】 乾燥したもの 塩蔵したもの
調味したもの ゆで又は蒸したもの 表面をあぶったもの
衣をつけたもの(フライ種)【その他】 農畜水産物の生鮮食品を異種混合したもの



～五所川原税務署から～

平成18年分年末調整説明会のお知らせ

開催日時	開場時間	説明時間	対象地域
11月16日(木)	9時30分	10:00～12:00	鯉ヶ沢町、板柳町、鶴田町
	13時00分	13:30～15:30	つがる市、深浦町
11月17日(金)	9時30分	10:00～12:00	五所川原市(金木町、市浦を除く法人)
	13時00分	13:30～15:30	五所川原市(個人)、五所川原市金木町・五所川原市市浦、中泊町

開催場所 五所川原市字幾世森24-15
ふるさと交流圏民センター「オルテンシア」小ホール
出席の際は、事前に郵送されている関係書類を持参してください。

【問い合わせ先】

五所川原税務署 法人課税部門
☎0173-34-3279(直通)

～五所川原安全・安心まちづくり協議会から～



～五所川原人権擁護委員協議会から～

「女性に関する人権相談」の実施について

と き：平成18年11月17日(金) 10:00～17:00
と ころ：青森地方事務局五所川原支局の相談室。電話相談する方は、0173-34-2330へ

～ 労 働 基 準 監 督 署 か ら ～

ねえみんな、この金額に目を留めて。

青森県最低賃金 時間額：
(効力発生日 平成18年10月1日)

610円

*最低賃金に関するお問い合わせ先
青森労働局 賃金室
☎ 017-734-4114(直通)
又は五所川原労働基準監督署
☎ 0173-35-2309

労働者・事業主の皆様！

職場でのトラブル解決を労働局がお手伝いします！

青森労働局

— 無料の「個別労働紛争解決援助制度」をご利用ください —

個々の労働者と事業主の間の解雇、配置転換、賃下げ、セクハラ等の労働関係のあらゆる紛争を対象に無料でご利用いただけます。

詳しくは、青森労働局総務部企画室 (017-734-4212) 又は五所川原労働基準監督署庁舎内総合労働相談コーナーまでお問合せください。

☆青森労働局ホームページ (<http://www.aomori.plb.go.jp/seido/seido01.html>)

～ 中 里 高 校 「 授 業 公 開 」 の お 知 ら せ ～

中里高校では、「地域から選ばれる学校づくり」を目指しており、その活動の一環として下記により地域の皆様に授業を公開します。

当日は本校の様子を御覧頂くとともに皆様の御感想を頂き、今後の学校づくりに生かしたいと考えておりますので、どうぞお気軽に御参観下さい。

◇実施日時 平成18年11月14日(火曜日) 10:45～12:35

◇参観方法 1. 職員玄関からお入り下さい。事務室で「入校証」をもらう手続きをして下さい。
2. 授業は御自由に参観して下さい。
3. お帰りの際、アンケートの記入に御協力下さい。

◇お 願 い 1. お車は所定の位置に駐車して下さい。なお、駐車場での事故等について、学校はその責を負いません。
2. スリッパは用意してあります。
3. 学生食堂等はありません。

問い合わせ先 青森県立中里高等学校
☎0173 (58) 3149

～ 心 配 ご と 特 設 合 同 相 談 所
(無 料 法 律 相 談) 開 設 の お 知 ら せ ～

中泊町心配ごと相談所では、特設合同相談所を下記のとおり開設します。青森県高齢者総合相談センターと共催で法律相談にも応じます。相談は無料ですので、お気軽においでください。秘密は必ず守ります。

< 一般相談 >

日 時	平成18年12月4日(月) 午前9時から午後2時まで
場 所	中里会場：中泊町老人福祉センター 小泊会場：中泊町日本海漁火センター

< 法律相談 >

日 時	平成18年12月4日(月) 午前9時から12時まで
場 所	小泊会場：中泊町日本海漁火センター
相談員	弁護士
定 員	6名までの予約制です。 事前に電話で予約してください。 (定員になり次第締め切らせていただきます。)
予 約	中泊町社会福祉協議会 ☎57 - 4841
問 い 合 せ 先	担当：白川 " 小泊支所 ☎64 - 2905 担当：加藤

犯罪被害者等支援
フォーラム

演 題 「被害者遺族の心情」

講師 山内 久子氏 秋田看護福祉大学 教授

あomorい被害者支援センター(仮称)設立準備会委員。

平成7年10月にストーカー殺人事件で大学3年生だった長女を亡くされた犯罪被害者遺族。事件後、犯罪被害者遺族との交流や、被害者支援に関する講演会で被害者支援の必要性を訴えるなど活躍している。弘前大学医学部附属看護学校、青森県立青森高等看護学院、日本女子大学卒業。弘前大学病院、弘前大学医療技術短期大学部、弘前大学医学部を経て現職。

田代 祐子氏 青森犯罪被害者語りの会 代表

あomorい被害者支援センター(仮称)設立準備会委員。

平成13年6月に小学2年生だった次男をスピード超過の乗用車に轢かれて亡くされた交通事故被害者遺族。事件後、次男の生きていた証として「つかの間の天使～メモリアル尚己」を執筆し、県内外の学校・図書館等へ寄贈した。平成16年には「生命のメッセージ展in青森」実行委員会代表として、同展を青森市内において開催し、大きな反響を呼んだ。全国交通事故遺族の会、全国犯罪被害者の会(あすの会)会員。

日時・場所 五所川原会場

11月11日(土) 午後2時から午後4時まで 五所川原市中央公民館

講 師 山内 久子氏

被害者支援センター設立に向け皆様のご協力をお願いいたします

主催/青森県被害者対策連絡協議会 後援/青森県警察本部 青森県 青森県教育委員会
お問い合わせ 青森県警察本部広報相談課 犯罪被害者対策室
電話 017-723-4211(内線2182～2184)
※入場無料・申込み不要です。

～ 弘 前 社 会 保 険 事 務 所 か ら ～

年金相談のお知らせ

この機会に年金のことなら何でもご相談ください。

年金サービスとして11月を年金月間として社会保険庁で全国で行っております。みなさん一人一人に年金を身近に感じて欲しい、みなさんの心配・不安を解消したいという思いで弘前社会保険事務所では年金相談をおこなうこととしました。自分の年金は今どうなっているのだろうか?、将来年金ってもらえるの?、年金のことをもっと知りたい!という方はぜひこの機会にご相談ください。

日 時 平成18年11月11日 (土) AM10:30～PM15:00

場 所 小泊支所 和室

扶養親族等申告書が送付されます

年間に受け取る年金額が、108万円以上(65歳以上の方は158万円以上 金額は平成18年のものです)の方については、各支払期に支払われる年金額から所得税が源泉徴収されます。支払われる年金から配偶者控除や扶養控除等の各種控除を受けるためには、毎年「扶養親族等申告書」を提出していただく必要があります(控除対象配偶者や扶養親族となる方がいない場合でも、受給者本人にかかる基礎控除を受けることができますので、申告書を提出する必要があります)。

この「扶養親族等申告書」の用紙(はがき)は10月下旬から11月上旬頃(予定)に社会保険業務センターから送付されますので、12月上旬(予定)の提出期限までに提出してください(年金額が少なくても源泉徴収の対象とならない方、障害年金や遺族年金を受けている方には申告書は送られません)。

もし期限までに申告書が提出されないと、支払われる年金から各種控除が受けられず、源泉徴収される所得税の額が多くなりますのでご注意ください。

なお、二つ以上の年金の支払者に対し申告書を提出している方や、年金以外に給与等の所得がある方などは、確定申告をする必要があります。

社会保険料控除証明書が送付されます

平成18年1月から平成18年12月までの間に納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額が所得から控除されます。

申告できるのは、平成18年中に毎月納めた保険料のほかに、過去の期間分で、未納や免除を受けた分を平成18年中に納めた保険料額になります。

年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、保険料の支払いを証明する書類の添付が必要です。その際は、社会保険庁より11月初旬(予定)に発行される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」や領収書などを忘れずにお持ちください(10月以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に証明書が送付される予定です)。

年末調整や確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

問い合わせ先 弘前社会保険事務所またはねんきんダイヤル(0570-07-1165 土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)までお問い合わせください。

～ 青 森 県 国 民 年 金 基 金 か ら ～

国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金は、自営業者などの方が豊かな老後生活を過ごせるように、基礎年金に上積みする「公的」な年金制度です。

加入できるのは、20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者です。

掛け金は、加入時の年齢と選んだ型、口数によって決まります。(掛金の月額上限は6万8千円)

また、掛け金は全額、社会保険料控除、さらに受け取る年金には公的年金等控除が適用されますので、税制上、大変有利です。加入方法や受け取る年金の額等、詳しい内容については、「青森県国民年金基金」までお問い合わせください。ホームページからは加入シミュレーションや資料請求、電子メールでの相談ができます。<http://www.aomorikikin.or.jp> (アオモリキキン、オア、ジェイピー)

詳しいお問い合わせ先 青森県国民年金基金

フリーダイヤル 0120-65-4192
(通話無料)